

学校給食調理業務委託学校別仕様書

1 件名

学校給食調理業務委託（白金小学校）

2 履行場所

港区立白金小学校（以下「学校」という。）

港区白金台一丁目4番26号

電話 03（3441）5407

3 給食数

約850食

4 給食時間

（1）検食時間 午前11時40分～

（2）教職員等 午前11時45分～

（3）児童・教職員 午後0時10分～午後0時55分

ただし、学校行事等により時間を変更する場合は、その都度連絡する。

5 施設使用時間

午前7時15分から午後4時45まで

6 施設・設備等について

床……… ドライ運用

機器等…機器等の使用については、契約締結後に別途協定書を取り交わし、定めることとする。

7 配食、運搬及び回収

（1）配食

・主事室……… 1ヶ所

・職員室……… 1ヶ所

・クラスルーム… 通常学級23クラス（予定）

ただし、学校行事等により配食を変更する場合は、その都度指示する。

（2）運搬等

配食後、リフトを使用し、配膳車に乗せて各階の所定の場所に並べ、児童が来るまで立ち会う。なお、安全のため直接、担任教員に引き渡すこと。

1階職員室・主事室への運搬は、1階にリフトが止まらないため、2階配膳室所定の位置に運搬し、2階配膳室から階段を利用して、1階職員室・主事室へ教職員と協力して運搬する。

サンプル展示食は所定の場所（2ヶ所）に置く。

(3) 回収

給食終了後、各階の所定の場所からリフトを使い、給食室へ回収する。職員・主事用は1階職員室・主事室から階段を使い、給食室へ回収する。

サンプル展示食についても回収する。

8 残菜及びごみの処理

別添「作業基準」のVに準じて行う。

ごみの分別、収集日時等は、「廃棄物の種類別処理方法」の別表6のとおりとする。なお、環境ISOの取り組みに基づき、残菜等の重量を量り、記録すること。食器の破損数等も記録する。

9 その他特記事項

(1) 給食関係行事予定

- ア 給食試食会…………… 1回
- イ セレクト給食…………… 2～3回
- ウ 交流給食…………… 2～3回
- エ 学校公開・学習発表会等（休日開催）…… 1～2回
- オ 白金台幼稚園との交流給食…………… 1～2回
- カ その他必要がある場合は、その都度協議する

(2) 特別食対応

宗教上の禁忌食、食物アレルギー等の児童について、除去食などその他栄養士の指示により行う。

(3) その他

- ア 月1回（必要に応じて）、栄養教諭等と献立検討会（意見交換）を行う。
- イ 新規献立の開発等は栄養教諭と協議し、積極的に協力する。
- ウ 教育課程の一環として、「食育」に関わる教育活動は事前に協議の上、積極的に協力する。
- エ 業務の履行にあたり、学校施設内に電話等の機器を設置する必要性が生じた場合、受注者は発注者及び学校と協議の上、設置することができることとする。ただし、設置にかかる費用、設置により生じる費用等についてはすべて受注者の負担とし、契約が終了する際には、必ず設置前の状況に原状回復することとする。

10 担当

教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係

電話 03-3578-2111 内線 2735

学校給食調理業務委託学校別仕様書

1 件名

学校給食調理業務委託（青南小学校）

2 履行場所

港区立青南小学校（以下「学校」という。）

港区南青山四丁目21番15号

電話 03（3404）8608

3 給食数

約770食

4 給食時間

(1) 検食時間 午前11時40分～

(2) 教職員等 午後0時15分～（水曜日：午後0時10分～）

(3) 児童・教職員 午後0時15分～午後13時00分

（水曜日：午後0時10分～午後0時55分）

ただし、学校行事等により時間を変更する場合は、その都度連絡する。

5 施設使用時間

午前7時00分から午後4時30分まで

ただし、都合により時間を変更する場合は、その都度協議する。

6 施設・設備等について

床……… ドライ

機器等…機器等の使用については、契約締結後に別途協定書を取り交わし、
定めることとする。

7 配食、運搬及び回収

(1) 配食

・教職員用…… 1ヶ所

・クラスルーム…… 22クラス（予定）

ただし、学校行事等により配食を変更する場合は、その都度連絡する。

(2) 運搬等

配食後、リフトを使用し、配膳車に乗せて各階の所定の場所に並べ、担当
教員に引き渡す。（本校舎2階 12学級、同3階 10学級）

教職員用は、カウンターに用意する。

サンプル展示食は所定の場所（2ヶ所）に置く。

(3) 回収

給食終了後、各階の所定の場所から給食室にリフトを使い回収する。教職員用は、カウンターから給食室に回収する。

サンプル展示食についても回収する。

8 残菜及びごみの処理

残菜等の重量を量り、記録すること。

9 その他特記事項

(1) 給食関係行事予定

ア 給食試食会…………… 0回※1

※1)保護者を招いてのランチルーム給食…各学級1回ずつ

イ リクエスト給食…………… 0回※2

※2)給食委員会の企画等により、リクエスト給食やセレクト給食を行うことがある

ウ 食育推進事業献立…………… 3回

エ その他必要がある場合は、その都度協議する

(2) 特別食対応

食物アレルギー等の児童について、除去食などその他栄養士の指示により行う。

(3) その他

ア 教職員の食数は、講師、介助員等の勤務状況により毎日変更がある。

イ 学校が教育課程の一環として行う「食育」に関わる教育活動には、事前に協議を行い積極的に協力する。

ウ 献立会議（1回／月）に参加し、調理業務や給食指導について、情報交換を行う。

エ 新しいメニュー開発等の場合、栄養士と協議し積極的に協力する。

10 担当

教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係

電話 03-3578-2111 内線 2735

学校給食調理業務委託学校別仕様書

1 件名

学校給食調理業務委託（高陵中学校）

2 履行場所

港区立高陵中学校（以下「学校」という。）

港区西麻布四丁目14番8号

電話 03（3409）7687

3 給食数

約280食

4 給食時間

（1）検食時間 午後0時05分～

（2）教職員等 午後0時10分～

（3）生徒・教職員 午後0時35分～午後1時05分

ただし、学校行事等により時間を変更する場合は、その都度連絡する。

5 施設使用時間

午前7時00分から午後5時00分まで

6 施設・設備等について

床……… ドライ

機器等…機器等の使用については、契約締結後に別途協定書を取り交わし、
定めることとする。

※電化厨房

7 配食、運搬及び回収

（1）配食

・教室用・・・8クラス（予定）

・教職員用・・・2ヵ所

・検食用・・・1ヵ所

ただし、学校行事等により配食を変更する場合は、その都度連絡する。

（2）運搬等

所定の配膳車に乗せ、配膳用エレベーターで各階の配膳室・ランチルーム
に運搬する。

サンプル展示食は所定の場所（3ヶ所）に置く。

（3）回収

給食終了後、ランチルーム及び各階の配膳室から給食室に回収する。

サンプル展示食についても回収する。

8 残菜及びごみの処理

別添「作業基準」のVに準じて行う。

ごみの分別、収集日時等は、「廃棄物の種類別処理方法」の別表6のとおりとする。なお、環境ISOの取り組みに基づき、残菜等の重量を量り、記録すること。

9 その他特記事項

(1) 給食関係行事予定

ア 給食試食会…………… 1回

イ リクエスト給食…………… 2回

ウ その他必要がある場合は、その都度協議する

(2) 特別食対応

宗教上の禁忌食、食物アレルギー等の生徒について、除去食などその他栄養士の指示により行う。

(3) その他

ア 新しいメニュー開発等の場合、栄養士と協議し積極的に協力する。

イ 給食の開始前及び終了後は、必ずランチルームの床・椅子・机等の清掃、消毒をすること。

10 担当

教育委員会事務局学校教育課学務課保健給食係

電話 03-3578-2111 内線 2735

学校給食調理業務委託学校別仕様書

- 1 件名
学校給食調理業務委託（お台場学園）
- 2 履行場所
港区立小中一貫教育校 お台場学園港陽小学校・港陽中学校
（以下「学校」という。）
港区台場一丁目1番5号
電話 03（5500）2575
- 3 給食数
約530食
- 4 給食時間
 - （1）検食時間 午前11時50分～
 - （2）教職員等 午後0時～
 - （3）児童・教職員 午後0時20分～午後1時00分
 - （4）生徒・教職員 午後0時35分～午後1時25分ただし、学校行事等により時間を変更する場合は、その都度連絡する。
- 5 施設使用時間
午前7時00分から午後5時00分まで
ただし、都合により時間を変更する場合は、その都度協議する。
- 6 施設・設備等について
床…… ドライ
機器等…機器等の使用については、契約締結後に別途協定書を取り交わし、定めることとする。
- 7 配食、運搬及び回収
 - （1）配食
 - ・教職員用…… 1ヶ所（小学校・中学校、主事でワゴンは3台）
 - ・ランチルーム…… 13クラス（予定）
 - ・中学校教室 …… 5クラス（予定）ただし、学校行事等により配食を変更する場合は、その都度連絡する。
 - （2）運搬等
配食後、配膳車に乗せる。小学校はランチルーム内の所定の場所に配置す。アレルギー食は担当教員に引き渡す。中学校はエレベーターホールで、担当教員に引き渡す。教職員用は、ランチルームの所定の場所に並べる。

サンプル展示食は所定の場所（合計2ヶ所（小・中各1ヶ所））に置く。

(3) 回収

給食終了後、児童・生徒・教職員が調理室前にワゴンを戻し、戻ってきたワゴンを片づける。

サンプル展示食についても回収する。

8 残菜及びごみの処理

別添「作業基準」のVに準じて行う。

残菜等については、「生ごみ処理機の使い方とお手入れについて」（平成16年4月作成）に基づき、生ごみ処理機に投入する。

ごみの分別、収集日時等は、「廃棄物の種類別処理方法」の別表6のとおりとする。なお、環境ISOの取り組みに基づき、残菜等の重量を量り、記録すること。

9 その他特記事項

(1) 給食関係行事予定

- ア 給食試食会…………… 1回
- イ セレクト給食…………… 2～3回
- ウ 食育推進事業献立…………… 3～6回
- エ 学習成果発表会（休日開催）…………… 1回
- オ 保育園・幼稚園との交流給食…………… 1回
- カ その他必要がある場合は、その都度協議する

(2) 特別食対応

宗教上の禁忌、食物アレルギー等の児童について、除去食などその他栄養士の指示により行う。

(3) その他

- ア 教職員の食数は、講師、介助員等の勤務状況により毎日変更がある。
- イ 学校が教育課程の一環として行う「食育」に関わる教育活動には、事前に協議を行い積極的に協力する。
- ウ 献立会議（1回/月）に参加し、調理業務や給食指導について、情報交換を行う。
- エ 新しいメニュー開発等の場合、栄養士と協議し積極的に協力する。

10 担当

教育委員会事務局学校教育課保健給食係
電話 03-3578-2111 内線 2735